

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. 「消費生活相談員」の法律上の明記に伴う「消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者」に適合する者の追加

消費者契約法は、適格消費者団体の認定要件の一つである「専門的な知識経験を有する」ことに関し、差止請求の要否及び内容についての検討部門において「消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者」（第13条第3項第5号イ）が助言等を行う体制が整備されていることを必要としているところ、平成26年の第186回国会で成立した「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」（平成26年法律第71号）の規定による消費者安全法の改正により、「消費生活相談員」の職が法律上位置付けられたことに伴い、「消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の三第一項の消費生活相談員資格試験に合格し、かつ、同条第二項に規定する消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者」を当該条件に適合する者に追加することとする。（第4条関係）

2. 適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における業務及び経理に関する帳簿書類に関する規定の新設

消費者契約法は、適格消費者団体に対してその業務及び経理に関する帳簿書類の作成及び保存の義務を課しているところ（第30条）適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における業務及び経理に関する帳簿書類として、被害回復関係業務に関し相手方との交渉の経過を記録したものなどを定めるものとする。ただし、適格消費者団体が従前から作成及び保存の義務が課されている帳簿書類と同一の帳簿書類を作成し保存することとなる場合にあっては、この限りでないこととする。（第21条関係）

3. 役職員等名簿の記載事項に係る改正

消費者契約法は、適格消費者団体が備え置かなければならない書類の一つとして、「役職員等名簿」（第31条第3項第3号）を掲げているところ、その記載事項として、当該役職員等が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合における当該措置の内容を追加することとする。（第24条関係）

4. 適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合に備え置かなければならない経理に関する事項を記載した書類に関する規定の新設

消費者契約法は、適格消費者団体が備え置かなければならない書類の一つとして、「収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類」（第31条第3項第6号）を掲げているところ、適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務

を行う場合における「内閣府令で定める事項」として、所要の事項を定めることとする。
(第25条関係)

5. 内閣総理大臣が公表することができる必要な情報に係る改正

消費者契約法第39条第2項は、差止請求関係業務に関する情報を広く国民に提供するため必要な情報を公表することができる旨を定め、当該情報の一つとして、同法第31条第6項の規定により提出された書類に記載された事項に係る情報が定められているところ(消費者契約法施行規則第29条第2号イ)、当該書類(事業報告書に限る。)に被害関係回復業務の一部の委託に係る報酬の額が記載されている場合において、その額を公表することにより当該委託を受けた者の業務の遂行に支障を生ずるおそれのあるときにあつては、当該委託を受けた者の氏名又は名称を除いたものをもって足りるものとする。

(第29条関係)

6. その他

(1) 施行期日

この府令は、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(平成25年法律第96号)の施行の日から施行することとする。
(附則第1条関係)

(2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

○内閣府令第 号

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の施行に伴い、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イ、第三十条、第三十一条第三項第三号及び第六号並びに第三十九条第二項の規定に基づき、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「いずれか一」を「いずれか」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の三第一項の消費生活相談員資格試験に合格し、かつ、同条第二項に規定する消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者

第二十一条第一項中「掲げる帳簿書類」を「掲げるもの」に改め、同項第八号中「第二十五条第一号において」を「第二十五条第一項第一号及び第二項第一号において」に、「第二十五条第一号イ(3)及び(4)」を「第二十五条第一項第一号イ(3)及び(4)」に、「第二十五条第一号イ(2)」を「第二十五条第一項第一号イ(2)」に改め、同条第二項中「前項各号の」を「前二項各号に掲げる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 適格消費者団体が特定認定（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）第六十五条第一項に規定する特定認定をいう。第二十五条第二項において同じ。）を受けて被害回復関係業務（消費者裁判手続特例法第六十五条第二項に規定する被害回復関係業務をいう。以下同じ。）を行う場合における法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。ただし、前項各号に掲げる帳簿書類と同一のものを作成し保存することとなる場合にあつては、この限りでない。

- 一 被害回復関係業務に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの
- 二 被害回復裁判手続（消費者裁判手続特例法第二条第九号に規定する被害回復裁判手続をいう。第十号

及び第二十四条第二号において同じ。)の概要及び結果を記録したもの

三 消費者裁判手続特例法第六十五条第二項第一号に掲げる業務の遂行に必要な消費者被害に関する情報の収集に係る業務の概要を記録したもの

四 消費者裁判手続特例法第六十五条第二項第一号に掲げる業務に付随する消費者裁判手続特例法第二条第六号に規定する対象消費者に対する情報の提供に係る業務の概要を記録したもの

五 前各号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

六 消費者裁判手続特例法第六十五条第四項第四号の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記録したもの

七 消費者裁判手続特例法第三十二条(消費者裁判手続特例法第五十三条第八項において準用する場合を含む。)により交付した書面の写し(電磁的記録を提供した場合は、その電磁的記録に記録された事項を記載した書面)

八 簡易確定手続授權契約(消費者裁判手続特例法第三十三条第一項に規定する簡易確定手続授權契約をいう。)及び訴訟授權契約(消費者裁判手続特例法第五十三条第四項に規定する訴訟授權契約をいう。

)に関する契約書のつづり

九 特定適格消費者団体が消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則(平成 年 月 日閣府令第 号)第八条第一号ホに掲げる行為をすることについて、消費者裁判手続特例法第三十一条第一項及び第五十三条第一項の授權をした者の意思の表明があつたことを証する書面(当該意思を確認するための措置を電磁的方法によつて実施した場合にあつては、当該電磁的方法により記録された当該意思の表明があつたことを証する情報を記載した書面)のつづり

十 被害回復裁判手続に係る金銭その他財産の管理について記録したもの

十一 被害回復関係業務の一部を委託した場合にあつては、事案ごとに次に掲げる事項を記録したもの

イ 委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由

ロ 委託した業務の内容

ハ 委託に要した費用を支払った場合にあつては、その額

第二十四条第二号中「相手方」の下に「又は被害回復裁判手続の相手方」を加える。

第二十五条第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

2 適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における法第三十一条第三項第六号の内閣府令で定める事項は、前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

一 全ての収入について、その総額及び会費等、被害回復関係業務による事業収入、被害回復関係業務以外の業務による事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項

イ 前項第一号イ及びハに掲げる事項

ロ 被害回復関係業務による事業収入については、その種類及び当該種類ごとの金額

ハ 被害回復関係業務以外の業務による事業収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額並びに当該種類ごとの収入の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引の相手方、取引金額その他その内容に関する事項

二 全ての支出について、その総額及び被害回復関係業務に関する支出、その他の業務による支出別の金額並びに次に掲げる事項

イ 被害回復関係業務に関する支出については、その種類及び当該種類ごとの金額並びに対象消費者に

対する支出を除く支出について、支出金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの支出の相手方、支出金額その他その内容に関する事項

ロ その他の業務による支出については、支出金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの支出の相手方、支出金額その他その内容に関する事項

第二十九条に次のただし書を加える。

ただし、第二号イに掲げる書類（事業報告書に限る。）に被害関係回復業務の一部の委託に係る報酬の額が記載されている場合において、その額を公表することにより当該委託を受けた者の業務の遂行に支障を生ずるおそれのあるときにあつては、当該委託を受けた者の氏名又は名称を除いたものをもって足りるものとする。

附 則

この府令は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行の日（平成 年 月 日）から施行する。

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令案 新旧対照条文
 ○消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者に係る要件）</p> <p>第四条 法第十三条第三項第五号イの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 消費者安全法（平成二十二年法律第五十号）第十条の三第二項の消費生活相談員資格試験に合格し、かつ、同条第三項に規定する消費生活相談に於ける業務に従事した期間が通算して一年以上の者</p> <p>二 略</p> <p>三 前号に掲げる条件と同等以上のものと内閣府令で定めるもの</p> <p>（業務及び経理に関する帳簿書類）</p> <p>第二十一条 法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。</p> <p>一七 略</p> <p>八 会費、寄附金その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一項第一号及び第二項第二号において「会費等」という。）について、その納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第二項第二号イ③及び④において「納入等」という。）をした者</p>	<p>（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者に係る要件）</p> <p>第四条 法第十三条第三項第五号イの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 略</p> <p>二 前号に掲げる条件と同等以上のものと内閣府令で定めるもの</p> <p>（業務及び経理に関する帳簿書類）</p> <p>第二十一条 法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げる帳簿書類とする。</p> <p>一七 略</p> <p>八 会費、寄附金その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一号において「会費等」という。）について、その納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一号イ③及び④において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入等</p>
<p>の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するもの規定（第二十五条第一項第一号イ②において「会費等関係規定」という。）を記録したもの</p> <p>九 略</p> <p>2 適格消費者団体が特定認定（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成十五年法律第九十六号）以下「消費者裁判手続特例法」という。）第六十五条第一項に規定する特定認定をいう。第二十五条第二項において同じ。）を受けて被害回復関係業務（消費者裁判手続特例法第六十五条第三項に規定する被害回復関係業務をいう。以下同じ。）を行う場合における法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。ただし、前項各号に掲げる帳簿書類と同一のものを作成し保存することとなる場合にあつては、この限りでなく。</p> <p>一 被害回復関係業務に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの</p> <p>二 被害回復裁判手続（消費者裁判手続特例法第三十条第九号に規定する被害回復裁判手続をいう。第十号及び第二十四条第三号において同じ。）の概要及び結果を記録したもの</p> <p>三 消費者裁判手続特例法第六十五条第二項第一号に掲げる業務の遂行に必要な消費者被害に関する情報の収集に係る業務の概要を記録したもの</p> <p>四 消費者裁判手続特例法第六十五条第二項第二号に掲げる業務に付随</p>	<p>をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するもの規定（第二十五条第一号イ②において「会費等関係規定」という。）を記録したもの</p> <p>九 略</p> <p>（新設）</p>

- する消費者裁判手続特例法第三十條第六号に規定する対象消費者に対する情報の提供に係る業務の概要を記録したもの
- 五 前各号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり
- 六 消費者裁判手続特例法第六十五條第四項第四号の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記録したもの
- 七 消費者裁判手続特例法第三十二條（消費者裁判手続特例法第五十三條第八項において準用する場合を含む。）により交付した書面の写し（電磁的記録を提供した場合は、その電磁的記録に記録された事項を記載した書面）
- 八 簡易確定手続権契約（消費者裁判手続特例法第三十三條第一項に規定する簡易確定手続権契約をいう。）及び訴訟権契約（消費者裁判手続特例法第五十三條第四項に規定する訴訟権契約をいう。）に関する契約書のつづり
- 九 特定選定消費者団体が消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成 年内閣府令第 号）第八條第一号に掲げる行為をすることについて、消費者裁判手続特例法第三十一條第一項及び第五十三條第一項の授權をした者の意思の表明があつたことを証する書面（当該意思を確認するための措置を電磁的方法によつて実施した場合にあつては、当該電磁的方法により記録された当該意思の表明があつたことを証する情報を記載した書面）のつづり
- 十 被害回復裁判手続に係る金銭その他財産の管理について記録したものの
- 十一 被害回復関係業務の一部を委託した場合にあつては、事業ごとに

- 次に掲げる事項を記録したもの
 - イ 委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由
 - ロ 委託した業務の内容
 - ハ 委託に要した費用を支払つた場合にあつては、その額
- 3) 適格消費者団体は、前二項各号に掲げる帳簿書類を、各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿書類を保存しなければならない。
- （役員等名簿の記載事項）
- 第二十四條 法第三十二條第三項第三号の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 （略）
 - 二 当該役員、職員及び専門委員について業務規程に定める役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方又は被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合における当該措置の内容
- （経理に関する事項）
- 第二十五條 法第三十二條第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 全ての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項
 - イハ（略）
 - 二 全ての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取

- 次に掲げる事項を記録したもの
 - イ 委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由
 - ロ 委託した業務の内容
 - ハ 委託に要した費用を支払つた場合にあつては、その額
- 2) 適格消費者団体は、前項各号の帳簿書類を、各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿書類を保存しなければならない。
- （役員等名簿の記載事項）
- 第二十四條 法第三十二條第三項第三号の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 （略）
 - 二 当該役員、職員及び専門委員について業務規程に定める役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合における当該措置の内容
- （経理に関する事項）
- 第二十五條 法第三十二條第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 すべての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項
 - イハ（略）
 - 二 すべての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取

引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第二順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

2 適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における法第三十二条第三項第六号の内閣府令で定める事項は、前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

一 全ての収入について、その総額及び会費等、被害回復関係業務による事業収入、被害回復関係業務以外の業務による事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項

イ 前項第一号イ及びハに掲げる事項

ロ 被害回復関係業務による事業収入については、その種類及び当該種類ごとの金額

ハ 被害回復関係業務以外の業務による事業収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額並びに当該種類ごとの収入の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引の相手方、取引金額その他その内容に関する事項

二 全ての支出について、その総額及び被害回復関係業務に関する支出、その他の業務による支出別の金額並びに次に掲げる事項

イ 被害回復関係業務に関する支出については、その種類及び当該種類ごとの金額並びに対象消費者に対する支出を除く支出について、支出金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの支出の相手方、支出金額その他その内容に関する事項

取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第二順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

(新設)

ロ その他の業務による支出については、支出金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの支出の相手方、支出金額その他その内容に関する事項

第二十九条 法第三十九条第三項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。ただし、第一号に掲げる書類（事業報告書に限る。）に被害回復関係業務の一部の登記に係る報酬の額が記載されている場合において、その額を公表することにより当該登記を受けた者の業務の遂行に支障を生ずるおそれのあると認めれば、当該登記を受けた者の氏名又は名称を除いたものをもって足りるものとする。

一・二 (略)

第二十九条 法第三十九条第三項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。

一・二 (略)

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令
(案)の概要

1. 電磁的記録による保存及び作成を可能とするための改正

消費者契約法の規定により書面による保存及び作成が義務付けられているものについて、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録による保存及び作成を行うことができるようにするための改正を行うこととする。

(別表第一及び別表第二関係)

2. 施行期日

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(平成25年法律第96号)の施行の日から施行することを想定

○内閣府令第 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十一年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）	第三十条及び第三十一条第三項
----------------------	----------------

別表第二に次のように加える。

消費者契約法	第三十条
--------	------

附 則

この府令は、平成 年 月 日から施行する。

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案 新旧対照条文

○内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十一年内閣府令第五十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）	第二十六条の十第一項及び第二十六条の十四	健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）	第二十六条の十第一項及び第二十六条の十四
消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）	第三十条及び第三十一条第三項		
別表第二（第五条関係）		別表第二（第五条関係）	
健康増進法	第二十六条の十四	健康増進法	第二十六条の十四
消費者契約法	第三十条		